

## I. 令和2年度宅地建物取引士資格試験における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年6月5日作成）

宅地建物取引士資格試験の受験を申し込む方は、以下にご留意ください。

### 1. 受験申込みの自粛についてのご協力のお願い

令和2年6月5日現在、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は解除されていますが、宅地建物取引士資格試験の当日に同感染症の状況がどのようになっているか、予断を許さない状況です。感染の拡大防止のためには、密閉・密集・密接の「3つの密」を避けることが大切であると言われております。宅地建物取引士資格試験は、例年、相当数の受験申込みがあり、試験会場に多数の受験者が集まりますので、ある程度の密集状態になることが考えられます。

試験実施にあたりましては、「3つの密」を避けるため、試験会場における受験者間の間隔を確保するなど可能な限り努力いたしますが、**会場における座席の間隔を十分に確保できないことも想定されますので、あらかじめご承知おきの上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。**

このため、**早期の宅地建物取引士の資格取得を迫られていない方につきましては、なるべく今年度の受験申込みを控えていただきますよう、ご協力をお願いします。**

### 2. 試験の中止・試験会場の変更について

試験地における感染の状況により、**試験の中止や試験会場の変更等を行う可能性があります。**この場合は、このホームページで発表いたします。試験日前には、必ずホームページをご確認いただきますようお願いいたします。試験を中止した場合には、受験手数料は、後日返還いたします。

一般財団法人 不動産適正取引推進機構  
電話 03-3435-8181

## II. 宅建試験 重要なお知らせ（令和2年7月1日）

宅地建物取引士資格試験は、例年、大学・高等学校・会議場等の施設を試験会場としてお借りして実施しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年どおり試験会場を借り上げることが困難となっており、試験地（都道府県）によっては、試験会場が不足することが予想されます。

このため、受験の申込みに当たっては、以下についてご承知おきいただきますようお願いいたします。

1. 試験会場における受験可能人員を上回った場合には、10月18日（日）ではなく、後日、指定した試験会場で受験していただく場合があります。
2. その場合の追加の試験日は、12月27日（日）を予定しています。該当する受験者の方には、8月末までに（予定）改めて通知いたします。

皆さまの、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### ◆ このお知らせに関する Q&A

Q 1 試験が10月18日と12月27日に分けて行われるのは、どこの都道府県ですか？

A 1 試験会場は、都道府県ごとに設定します。特に大都市部及び一部の都道府県において、当初予定していた試験会場がキャンセルされる等により、試験会場が不足しています。現在も試験会場の確保に努めておりますが、受験の申込みを締め切った時点（7月末）で受験申込者全員分の試験会場を確保ができない都道府県において、10月18日の試験を受けていただけない方を対象として、12月27日に追加試験を実施します。

Q 2 10月18日の試験と12月27日の試験の受験申込者の振り分けは、どのように行うのですか？

A 2 都道府県ごとに、基本的に、試験区分（一般受験者又は登録講習修了者）ごとの先着順になります。ただし、都道府県内で複数の試験会場を設定している場合は、受験申込者の住所と試験会場の所在地を勘案させていただくことがあります。

Q 3 12月27日も試験が行われることになった場合、受験日を10月18日から12月27日に、あるいは12月27日から10月18日に変更することは可能ですか？

A 3 指定された試験日を変更することはできません。（12月試験を行う都道府県においては、受験申込者を10月試験と12月試験に振り分けた後、それぞれの試験について受験者の受験番号を設定し、受験票や解答用紙を作成する等の準備をしておりますので、試験日の変更に対応することは事務的に困難です。）

Q 4 12月27日の試験となった場合は、都合が付かない。受験手数料を返還してもらえますか？

A 4 12月の試験を受けていただくこととした方が、都合が付かない場合は、受験手数料を返還いたします。8月末までに（予定）、改めて通知いたします。（※返還受付は既に終了しております。）

Q 5 10月の試験と12月の試験では、試験問題は異なるのですか？ 試験問題が異なるとすれば、合格ラインはどうなるのですか？

A 5 試験問題は異なります。10月の試験と12月の試験の合格ラインは、実質的に同レベルとなるように設定します。

### Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

(令和2年8月31日)

(令和2年9月18日更新)

#### (1) 試験の中止・変更等について

試験地における感染の状況により、試験の中止・試験日の変更・試験会場の変更等を行う可能性があります。この場合は、このホームページで発表いたします。試験日前には、必ずホームページをご確認いただきますようお願いいたします。試験を中止した場合、受験手数料は、後日返還いたします。

#### (2) 受験上の注意事項

##### 1. 体調不良の方について

試験当日、ご自宅で必ず検温をしてください。発熱や咳が出るなどの症状がある方、新型コロナウイルス感染症に罹患している方や健康観察の指示を受けている方については、受験を自粛してください。試験会場によっては検温を行います。発熱等がある場合、入場をお断りすることがあります。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

##### 2. マスク着用等について

試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際に、試験監督員の指示によりマスクを一時的に外していただく場合があります。また、携帯用手指消毒アルコールや携帯用ウェットティッシュをお持ちの方は、試験会場に持参し使用しても差し支えありません。

##### 3. 試験室の換気について

当日は、換気のため、可能な限り、窓やドアを開けます。室温の高低に対応して容易に着衣・脱衣できるよう、服装には十分注意してください。また、会場によっては、屋外からの騒音が入ることがありますので、ご承知おきください。

##### 4. ゴミの持ち帰りについて

マスクやティッシュペーパー等の紙ゴミ、ペットボトル等の容器類、その他のゴミは、感染防止のため必ず持ち帰って、ご自宅で処分してください。

##### 5. 公的機関による調査等への協力について

クラスター（感染集団）の調査等のため、必要に応じて、受験者の連絡先等の個人情報を、保健所等の公的機関に提供することがあります。

#### IV. 受験手数料の返還についてのお知らせ（令和2年12月18日）

（令和3年3月23日更新）

令和2年度10月又は12月実施の宅地建物取引士資格試験の受験申込者のうち、新型コロナウイルス感染症により受験できなかった方で下記のいずれかの要件に該当する方は、当機構試験部（電話03-3435-8181）までお申し出ください。受験手数料を返還いたします。令和3年3月31日までに申し出があった方に限ります。

1. 新型コロナウイルスの感染者

試験日において新型コロナウイルス感染症に感染しており、そのことを保健所・医療機関等の証明書等（コピーでも可）で証明できること。

2. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等

(1) 試験日において新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定され、そのことを保健所の通知等（コピーでも可）で証明できること。

(2) 試験日において新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定される可能性があり勤務先から待機を命じられ、そのことを勤務先の証明書（コピーでも可）で証明できること。

3. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（熱がある・咳が出る等）のある者

試験日の前日から当日の午前中までに当機構又は協力機関に電話等で相談をし、当機構又は協力機関から受験の自粛を要請した者であり、かつ、試験日の前の週の木曜日から試験日の週の火曜日までの間に医療機関で受診し、そのことを医療機関の領収書等（コピーでも可）で証明できること。